



保
存

(三三、一七 總理官房審議室印)

公團の性質に関する件 (請議案)

公團及び特別調達庁の性質等に関する。今回連合國最高司令部より別紙の
 ような指示があつたので、政府は、公團に關し、左の通り決定する。
 一、公團は、連合國最高司令官覺書第一三九四号オ三項に記載されてゐる
government Corporation に該当するものである。この覺書の趣旨
 に鑑み、公團は、政府の一部であるものと解釈すること。
 二、公團に關する主務大臣は、關係庁に対して、遲滞なく前項の旨を訓令す
 ること。(訓令参考案)

訓令参考案

公團の性質に關しては、今回連合國最高司令部よりの指示もこれあり、
 且つ又、公團が、連合國最高司令官覺書第一三九四号オ三項に記載され
 た *government Corporation* に該当するものであることに照らして、
 政府においては、公團は、政府の一部であるものと解釈することに固議決定
 した。よつて關係各庁においては、今後この趣旨を厳守し、諸般の問題
 も処理するに當つては、公團は、これを政府の一部として取り扱うこ
 ととせうべし。
 右訓令する。

- 一、 連合國最高司令官覺書一三九四号が三項に特記される(government-ent cooperation)は、公団及び特別調達庁を意味し且日本政府の部
 府であると解釈しなればならない。
- 二、 公団の場合は、主務大臣、特別調達庁の場合は内閣総理大臣は、内
 務庁に対して前項の旨を訓令しなればならない。
- 三、 特別調達庁に關しては、内閣総理大臣は次の事項を内務庁に訓令し
 なければならない。
- (イ) 大藏大臣及び内務各省に對して、特別調達庁はその所管業務に關す
 る契約の締結及び支拂請求書の証明について責任ある政府の部局であ
 ること。
- (ロ) 知事に対し、特別調達庁は、特別調達庁法に規定される業務を監
 督する責任ある政府の部局を有すること。
- 四、 戦災復興院及び終戦連絡中央事務局の所掌として進駐軍の要求業務の

特別調達庁への移管は昭和二十三年一月一日までに之を行ふものとす
 る。